

# 令和7年度こどもデータ連携実証事業 事業計画書

令和7年5月  
大阪府豊中市

# ① 応募者の概要

## 応募者（地方公共団体）の名称

応募団体の名称：豊中市

代表者氏名：長内 繁樹

担当者名及び連絡先：こども未来部はぐくみセンターこども安心課

電話：06-6852-8448

メール：

## こども政策における各種計画、戦略、方針

（総合計画）

- ・基本構想・基本計画

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/keikaku/soukei4/20180302153956790.html>

- ・実施計画

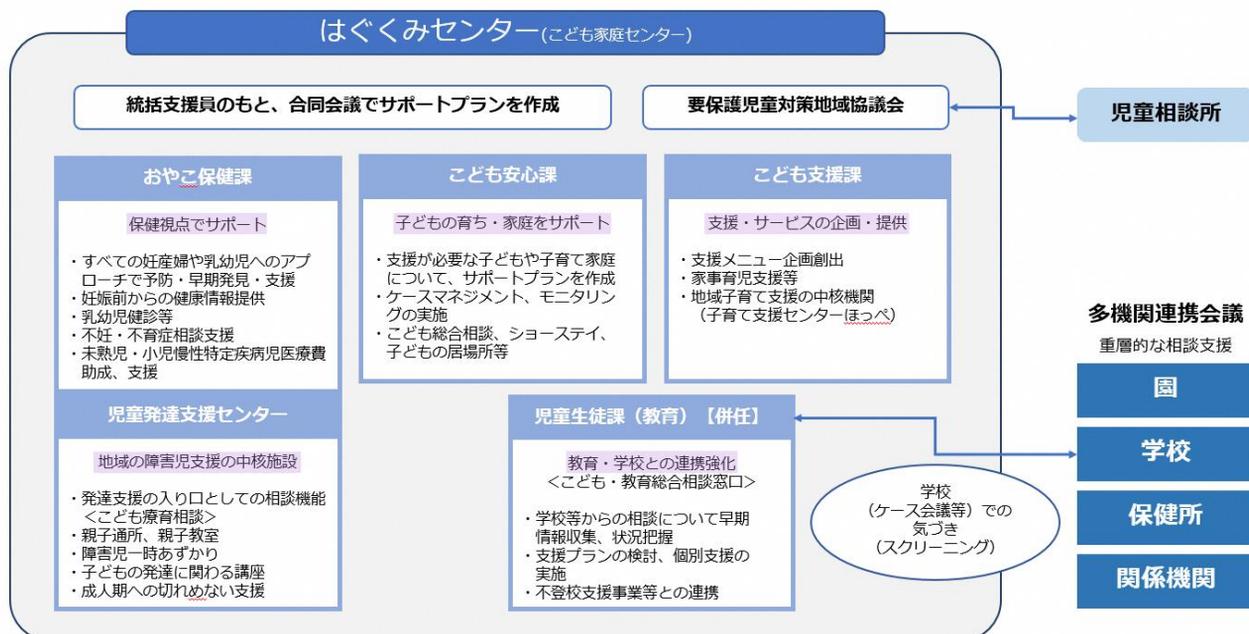
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/keikaku/soukei4/jijikeikaku.html>

- ・豊中市子育て・子育て支援行動計画⇒「こどもすこやか育みプラン・とよなか」

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei\\_keikaku/kosodachi\\_shienplan/hagukumi3plan.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/kosodachi_shienplan/hagukumi3plan.html)

## こどもに関する組織体制等

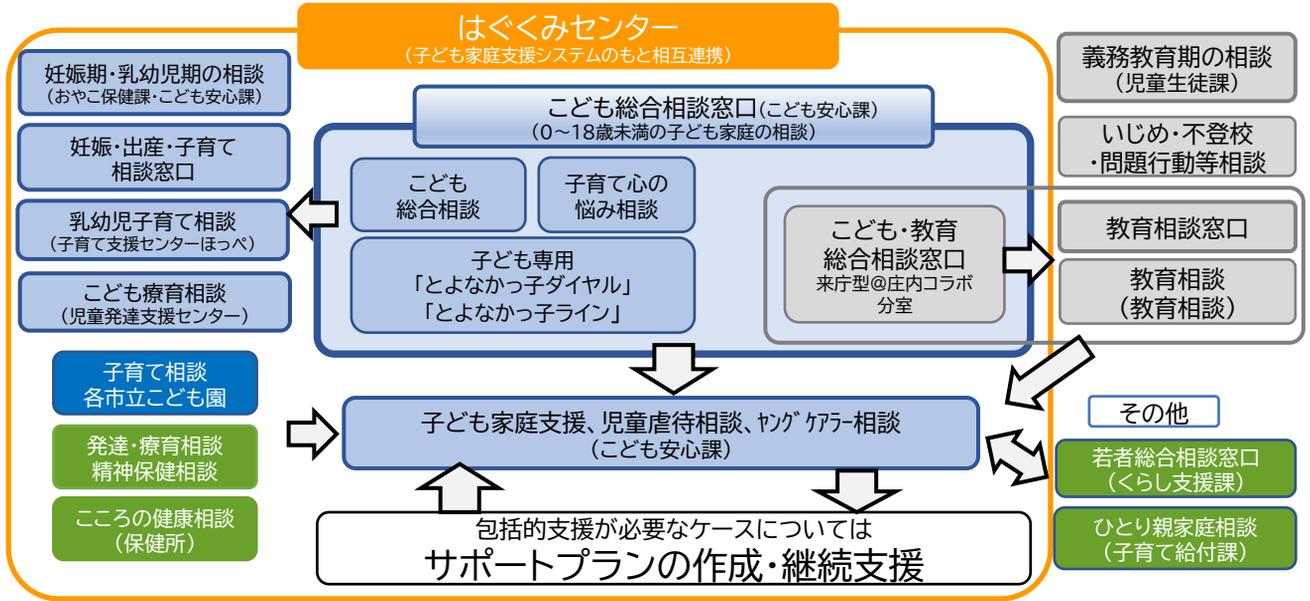
令和5年度のはぐくみセンター(こども家庭センター)設置にあわせ母子保健、児童福祉、教育委員会との連携強化を図るための全庁横断的な支援体制を構築しています。



# ① 応募者の概要

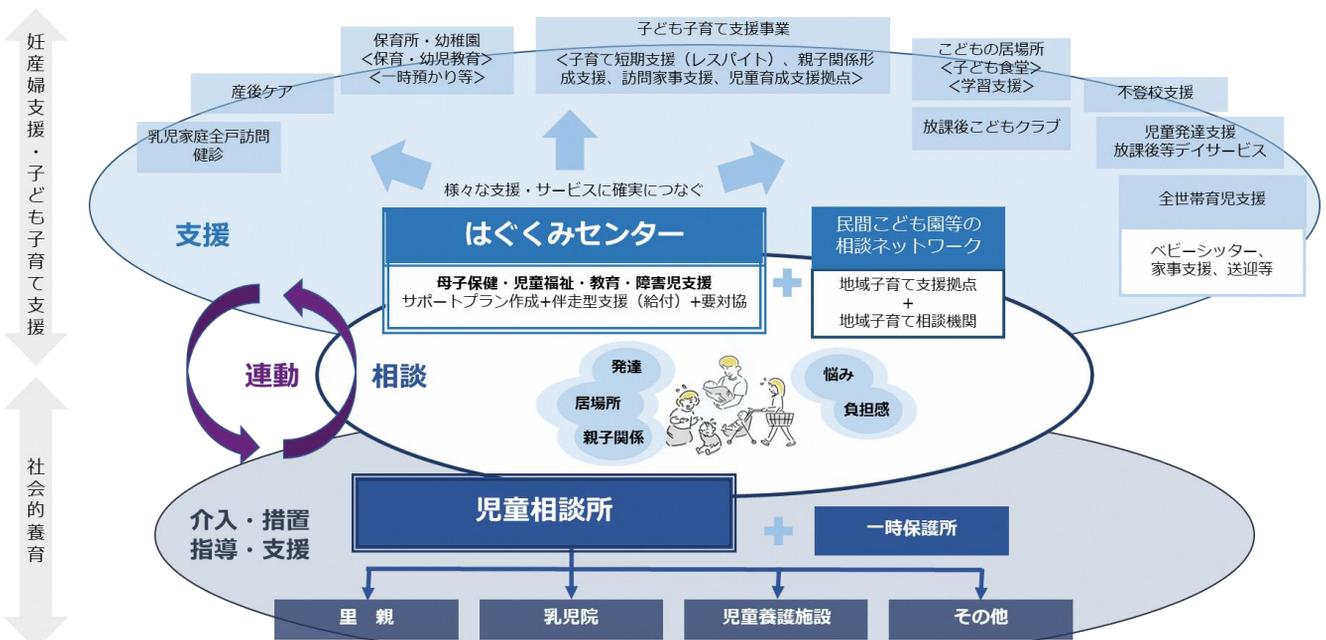
## 相談窓口の一体的運営

妊産婦・子どもに関わる相談窓口は**相互に情報共有・連携し、一元的支援**を実現しています（「子ども家庭支援システム」の活用）。こども総合相談窓口とこども・教育総合相談窓口で受けた相談は、適宜最適な窓口へつなぎ、その後のフォローアップも実施し、各窓口でキャッチした包括的支援が必要な子ども・家庭は、こども安心課のもとサポートプランを作成のうえ、確実に支援につなぐ運営体制を構築しています。



## こどもまんなか包括支援体制

令和7年度からは児童相談所とはぐくみセンターを2つのコントロールタワーとし、包括的な支援体制を築き、子どもと子育て世帯をまるごと支援しています。



## ② 実証事業計画の詳細

### 応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的

#### 1. はじめに

本市は、令和5年度のはぐくみセンター（こども家庭センター）設置以降児童福祉及び母子保健の各課がそれぞれの専門性を生かし、園や学校、保健所など、子どもの育ちに関わる機関と協働しながら、多様で効果的な切れめない包括的な支援を展開しています。

しかし、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難な状況にある子どもは本市においても依然として存在しています。一方でこれらの状況にある子どもの実態が見えにくく、包括的支援が必要な子どもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまうケースが多いことが推察されます。また、これらの困難を抱える子どもや家庭ほどSOSの発出が難しいことからプッシュ型・アウトリーチ型支援の重要性が必要と考えています。

このことから個々の子どもや家庭の状況や利用している支援等に関する福祉・保健・教育などの情報及びデータについて個人情報の適正な取扱いを確保しながら、分野を越えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組を推進します。

#### 2. 豊中市の現行システム

本市においては、令和4年度に虐待予防支援の強化及び的確化、迅速化をめざすため、11システムから子どもとその世帯員のサービス受給情報を連携するとともに、はぐくみセンターと令和7年4月から市児童相談所支援記録をすべて一元管理しています。現行システムは、本事業の代表参画事業者である両備システムズの提供となります。

要保護児童対策地域協議会にかかる情報は母子保健主担のケースも含め一元管理し、サポートプランについても共有しており、システム連携情報及びはぐくみセンター各課と市児童相談所の相談対応歴はすべて閲覧可能となっています。

### 現行の子ども家庭支援システム(情報一元管理について)

#### 開発状況

予防支援の強化、支援の的確化・迅速化をめざし、令和4年度にシステム開発。令和5年3月1日稼働開始。(情報連携の一部は同年4月稼働)

#### システムのポイント

- 11システムから子どもとその世帯員のサービス受給情報等を連携するとともに、こども安心課、こども支援課、児童生徒課、令和7年4月1日から児童相談所相談支援記録の相談支援記録をすべて一元管理。
- 要対協にかかる情報は母子保健主担ケースも含め一元管理し、サポートプランについても共有。実務者会議(運営会議)にもPCを持ち込みシステムを活用して、詳細情報を共有。
- 相談情報の電子決裁が可能。

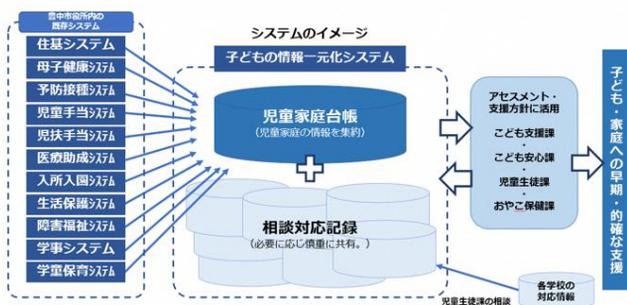
#### 個人情報の共有の根拠について

○個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条第2項第2号に掲げる相当理由に該当すると判断するもの。同法改正前条例下においても、令和4年2月8日「豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会」にて諮問。児童虐待や子どもの問題行動等の予防措置、早期支援を目的とした目的外利用、外部収集について承認を得ている。

#### 閲覧制限について

早期支援のために共有することをふまえ、下記のとおり設定。

- 連係情報は、はぐくみセンター各課ですべて閲覧可能。
- 各係の相談対応歴(相談有無及び所管課)は、全て閲覧可能。
- 取扱注意の連係情報及び各係の相談対応記録については緊急性・必要性に応じ、全課の係長以上職員のみ閲覧可。



## ② 実証事業計画の詳細

### ● データ連携済みのシステム

住民 基本台帳	母子保健	予防接種	児童手当	児童扶養 手当	医療助成
入所入園	生活保護	障害福祉	学事	学童保育	税

### 3. 現行システムの課題

現行システムは、家庭からの相談や関係機関からの虐待通告受理時に、居住地の確定をはじめ、子どもの乳幼児健診や所属園・校、医療・福祉サービス利用状況などを即時に調査できるため迅速にアセスメントの検討を行うことができます。

しかし、これらの対応は相談や虐待通告を契機とした支援であり、虐待や子どもの課題が生じてからの対処療法的な対応に留まっているのが現状です。

本市においては令和7年度から児童虐待の通告窓口を市児童相談所に一元化しており、はぐくみセンターの役割を従来の相談・通告待ちの支援ではなく、事象が発生する前にリスクを検知し、事前の介入による積極的、予防的な支援に改革していく必要があると考えています。また、従来の支援に対しても、効率的かつ効果的な支援を実施するため、データの連携による予防的な抽出との業務の連携を行い、より多くの支援対象者への支援を行いたいと考えています。

### 4. 現行システムに追加する機能

上記連携項目に加え、こどもデータ連携ガイドライン「3.1 基本連携データ項目 表3-1」の基本19項目、市立小中学校が保有する教育ダッシュボードシステムの3区分の項目、4か月児・1歳6か月児・3歳6か月児健康診査問診票の子育て感に関する項目の追加を予定しています。

### 5. 教育ダッシュボードについて

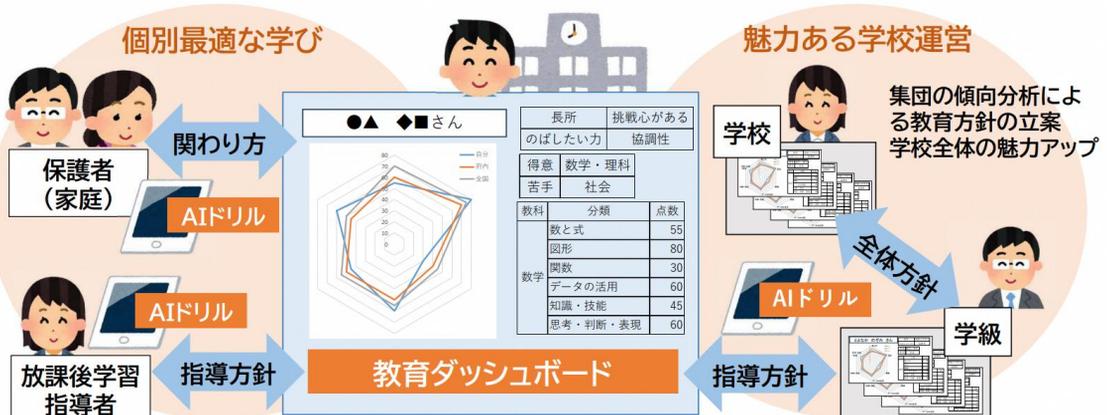
学習状況や生活状況に関するデータ連携し一元化し、ダッシュボードで可視化・分析することにより、適切なタイミングで個別最適なサポートを受けることで、学力向上を実現させるとともに、早期にこころの変化を把握することで不登校やいじめの早期発見・対応によりすべての児童生徒が学びにアクセスできる状態を実現しており、教育ダッシュボードシステムの3区分の項目を連携します。

(令和7年度試行、令和8年度本格実施)

## R6予算 重点項目

### 府内No.1の教育DX

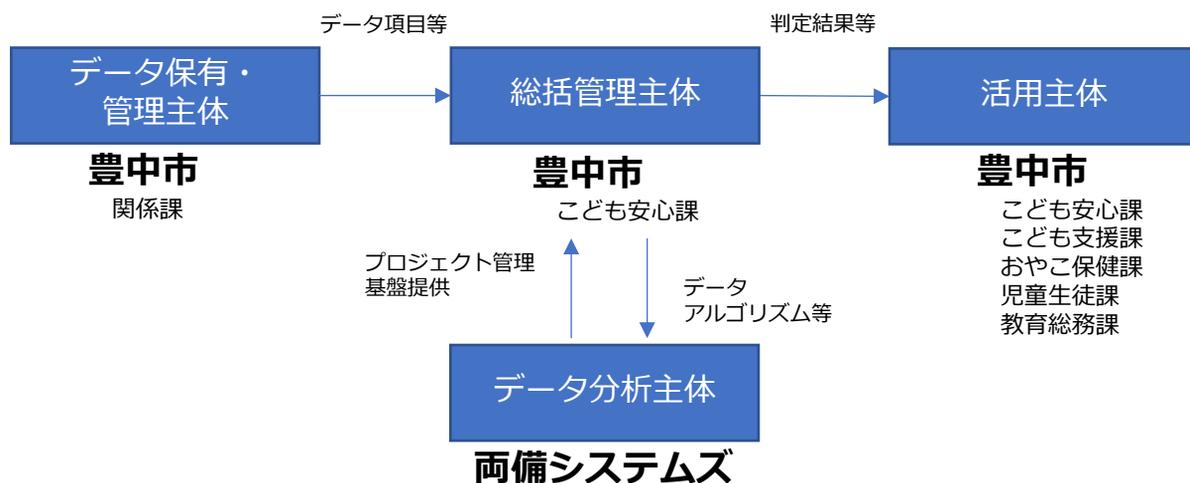
子育てしやすいNO.1へ



## ② 実証事業計画の詳細

### 実施体制、役割等がわかる全体像（図）

豊中市各担当課の保有・管理するデータをもとに、統括管理主体である、豊中市こども安心課、両備システムズにおいて分析を行います。活用主体においては、分析結果をもとに、子どもや家庭への支援の必要性を精査し、適切な支援方策を検討した上で必要な対応を行います。



役割	担当	実施内容
総括管理主体	豊中市こども安心課	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携するデータ項目の選定</li> <li>支援対象の子ども・家庭の抽出</li> <li>活用主体へのデータ提供（アクセス権の制御）</li> <li>データ連携基盤の管理と監視</li> <li>業務効果検証</li> </ul>
データ保有・管理主体	7、8 ページ参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携データの提供</li> </ul>
活用主体	豊中市こども安心課 こども支援課 おやこ保健課 児童生徒課 教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援の必要性の確認</li> <li>支援方策の検討と実施</li> </ul>
分析主体 ※参画事業者	両備システムズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト管理（課題管理、進捗管理等）</li> <li>データ連携基盤を構築</li> <li>可視化システムを構築</li> <li>支援対象者抽出条件の設定、抽出の実施</li> <li>SSW・教員に共有する情報、方法の検討</li> <li>データ利活用に向けた検討</li> <li>業務効果検証方法の検討</li> </ul>
地方公共団体外の組織	連携元データ提供ベンダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>連携データの抽出</li> </ul>

総括管理主体とデータ分析主体は現行システムのプロジェクト体制と同様であり、円滑なプロジェクトの実行実績があります。

## ② 実証事業計画の詳細

### 利用するデータ項目

豊中市の各担当課にて、支援を必要とする子ども、家庭を抽出するために連携し、情報分析を行うことが必要と想定しているデータは以下になります。現状において紙媒体で管理している情報の場合、電子化した上で、データ同士を連携するためのキー項目をどうするのかといった、連携にかかる課題についても整理し、解決策を検討します。

#### 1. 現行システムで連携済みのデータ

データ内容	管轄	連携方式	基本データ連携項目の該当
住民記録	市民課	CSV	-
DV	市民課	CSV	-
税	市民税課	CSV	-
身体障害者手帳	障害福祉課	CSV	・ 障害児支援申請決定情報_受給者証番号
療育手帳	障害福祉課	CSV	・ 障害児支援申請決定情報_受給者証番号
精神障害者手帳	障害福祉課	CSV	・ 精神障害者保健福祉手帳情報_主たる精神障害コード ・ 障害児支援申請決定情報_受給者証番号
生活保護	福祉事務所	CSV	・ (生活保護) 決定個人情報_開始年月日
児童手当	子育て給付課	CSV	-
母子保健	おやこ保健課	CSV	・ 3~4 か月児健診結果_健診受診日 ・ 1 歳 6 か月児健診結果_1歳6か月児健診受診日 ・ 3 歳児健診結果_3歳児健診受診日 ・ 1 歳 6 か月児健診結果_パーセントイル値 (体重) ・ 3 歳児健診結果_パーセントイル値 (体重) ・ 妊娠届出情報_届出時妊娠週数 ・ 妊婦健診結果_受診日 ・ 産婦健診結果_ EPDS 評価点数
予防接種	おやこ保健課	CSV	-
母子サービス記録	おやこ保健課	CSV	-
児童扶養手当	子育て給付課	CSV	・ (児童扶養手当) 支給情報_支給区分
特別児童扶養手当	障害福祉課	CSV	-
医療費助成 (レセプト)	子育て給付課	CSV	-
自立支援給付	障害福祉課	CSV	-
自立支援医療	障害福祉課	CSV	-
学童保育	学び育ち支援課	CSV	-
学齢簿	学務保健課	CSV	-
こども子育て	子育て給付課	CSV	-
滞納整理	債権管理課	CSV	-
介護保健	長寿安心課	CSV	-
後期高齢	保険相談課	CSV	-
国民健康保険	保険相談課	CSV	-

## ② 実証事業計画の詳細

### 利用するデータ項目

#### 2. 実証事業で新たに連携させるデータ（予定）

データ内容		管轄	連携方式	基本データ連携項目の該当
教育 タ ッ シ ユ ホ ー ド	出欠状況 (校務)	教育センター	CSV	<ul style="list-style-type: none"> <li>出欠の記録_欠席日数</li> <li>遅刻日数</li> </ul>
	アンケート (校務)	教育センター	CSV	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校等でのアンケート・セルフメンタルチェック等の判定結果</li> </ul>
	健康診断 (校務)	教育センター	CSV	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒等の健康診断情報_体重</li> </ul>
母 子 保 健 シ ス テ ム	4か月児健診問 診票アンケート	おやこ保健課	CSV	<ul style="list-style-type: none"> <li>(子育て感) 大変なときもあるが楽しい</li> <li>(子育て感) 子どもがかわいいと感じる</li> <li>(子育て感) ひとつひとつが不安を感じる</li> <li>(子育て感) 育児がづらい・しんどい</li> <li>(子育て感) イライラしてしまう</li> <li>(子育て感) つい子どもにあたってしまう</li> <li>(子育て感) 子育てはあまり好きでない</li> </ul>
	1歳6か月児健診 問診票アンケート	おやこ保健課	CSV	<ul style="list-style-type: none"> <li>(子育て感) 大変なときもあるが楽しい</li> <li>(子育て感) 子どもがかわいいと感じる</li> <li>(子育て感) ひとつひとつが不安を感じる</li> <li>(子育て感) 育児がづらい・しんどい</li> <li>(子育て感) イライラしてしまう</li> <li>(子育て感) つい子どもにあたってしまう</li> <li>(子育て感) 子育てはあまり好きでない</li> </ul>
	3歳6か月児健診 問診票アンケート	おやこ保健課	CSV	<ul style="list-style-type: none"> <li>(子育て感) 大変なときもあるが楽しい</li> <li>(子育て感) 子どもがかわいいと感じる</li> <li>(子育て感) ひとつひとつが不安を感じる</li> <li>(子育て感) 育児がづらい・しんどい</li> <li>(子育て感) イライラしてしまう</li> <li>(子育て感) つい子どもにあたってしまう</li> <li>(子育て感) 子育てはあまり好きでない</li> </ul>
児童相談	こども安心課 児童相談所	API	<ul style="list-style-type: none"> <li>要対協のケース進行管理台帳_(子ども氏名)</li> <li>一時保護児童票_(子ども氏名)</li> </ul>	

現行システムにて連携データの大部分の連携実績があり、こどもデータ連携基盤に流用することで早期に追加データも含めて仕組みを構築します。

## ② 実証事業計画の詳細

### 個人情報の適正な取扱いに関する対応方針

事業ガイドラインと個人情報保護法の関連を顧みて、本実証における個人情報の取扱いに関し、以下のとおり整理しています。

No	検討項目	検討結果
1	個人情報保護法上の整理	<p>本事業の実施において市、教育委員会、学校等が保有する個人情報を目的外利用することについては、個人情報保護法第69条第2項第2号に定める、「行政機関等が法律の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」を適用する。</p>
2	利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（相当な理由がある場合）	<p>①当該内部利用及び外部提供が「臨時的」なものであること。 →本事業は実証目的での利用となるため、臨時的なものである。</p>
		<p>②法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務の遂行に「必要な限度」であること（個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号）。 →児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条第1項第3号「児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。」に必要な限度である。</p>
		<p>③当該個人情報を内部利用及び外部提供することについて「相当の理由」があるとき（個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号）。 →虐待、産後うつ、発達障害等の潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、支援につなげる事業について、必要最小限の範囲で個人情報を地方公共団体における内部利用及び外部提供によって迅速にデータ連携することにより、人の目によって見過ごされがちな支援が必要な子供を抽出することができるという「相当の理由」がある。</p>
	<p>④本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと（個人情報保護法第69条第2項柱書）。 →プライバシー保護等を含めたデータガバナンス体制の構築に加え、研修等の人的安全管理措置、アクセスコントロール等の技術的安全管理措置等、個人情報を取り扱うにあたって必要な各種の措置を講じ、徹底することにより、個人情報の適正な取扱いによる個人の権利利益の保護を図ることができる。</p>	

## ② 実証事業計画の詳細

### 実証事業における個人データ管理体制

本実証内でデータを取り扱う主体の整理及び役割分担は6ページ「実施体制、役割等がわかる全体像（図）」のとおりです。委託先管理として、豊中市・両備システムズで秘密情報（個人情報を含む）保護について規定し、豊中市の情報セキュリティポリシーに則りデータを取り扱います。

### 実証事業で利用する個人データと管理状況

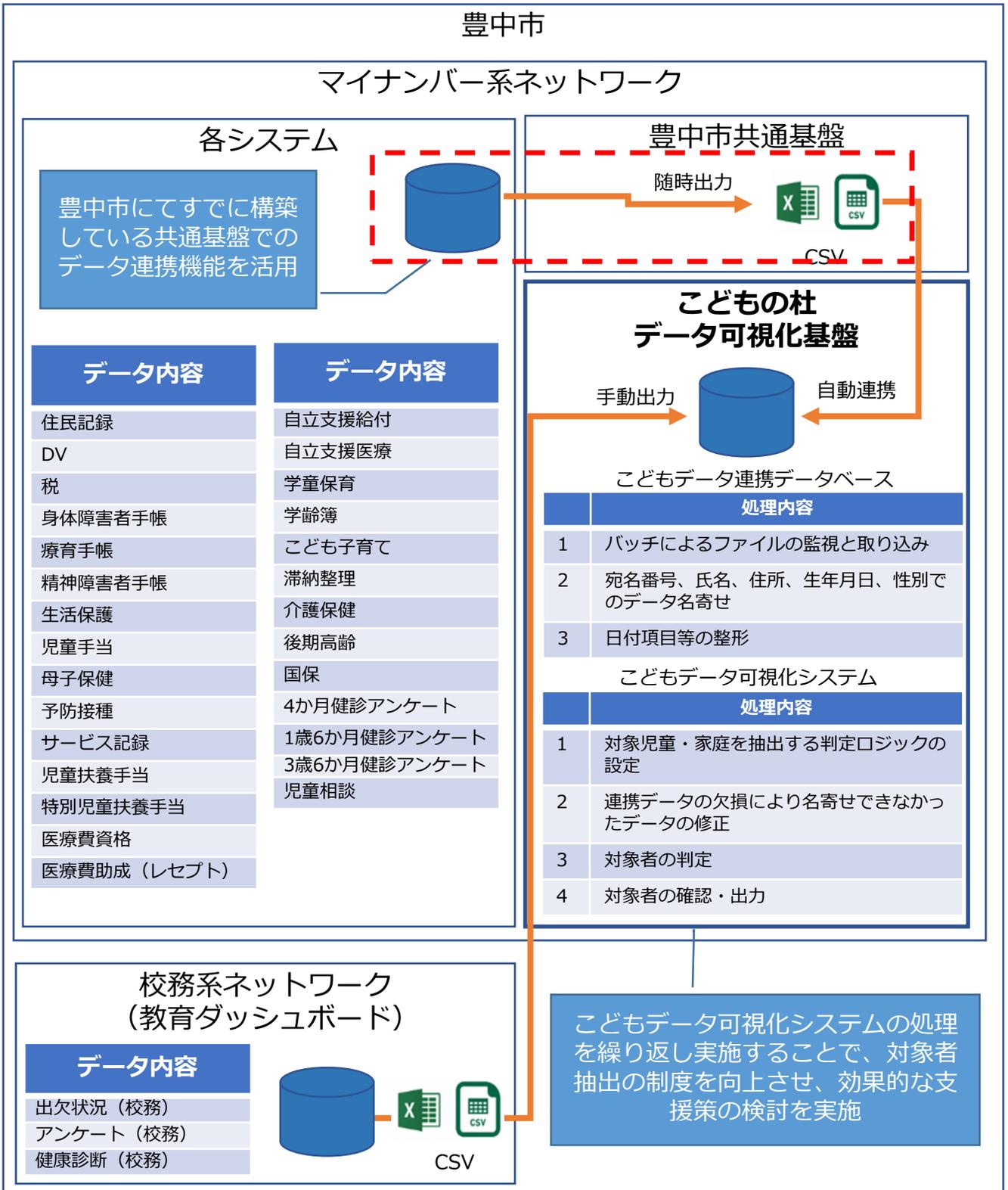
本実証で取り扱う個人データ項目は7ページ及び8ページの「利用するデータ項目」のとおりです。データは庁内利用のみに限定し、マイナンバー系ネットワークに構築するデータ連携基盤に連携します。また、個人情報管理のための安全管理措置は以下の対策を実施します。

No	観点	対策
1	組織体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・組織体制として、最高情報セキュリティ責任者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者や情報システム責任者、情報セキュリティ責任者等を定める。</li><li>・「豊中市情報セキュリティポリシー」にて管理体制を整備し、情報セキュリティ責任者が利用者の権限設定をおこなう。</li><li>・セキュリティインシデントへの対応については、庁内に整備されている既存の対応フローである「個人情報流出等の事故対応について」に準じる。</li></ul>
2	人的セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"><li>・セキュリティ研修を全職員に実施している他、複数の部署に対する情報セキュリティ監査も実施している。</li></ul>
3	物理的セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"><li>・職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理、外部機器媒体の持ち込み禁止について徹底する。</li></ul>
4	技術的セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"><li>・データ連携基盤をマイナンバー系ネットワークに構築し、セキュリティレベルを確保する。また、アクセス権は管理者や限られた職員にのみ付与し、勝手に改ざんやダウンロードを行うことは出来ない。すべての操作ログもを取得し、改ざん等があった場合には把握することが出来る対策を講じる。</li></ul>
5	自己点検、監査の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）に基づく、特定個人情報を取扱う個人番号利用事務系システムのログ分析・確認を実施する。</li></ul>

## ② 実証事業計画の詳細

### 実証事業におけるこどもデータ連携の仕組み（図）

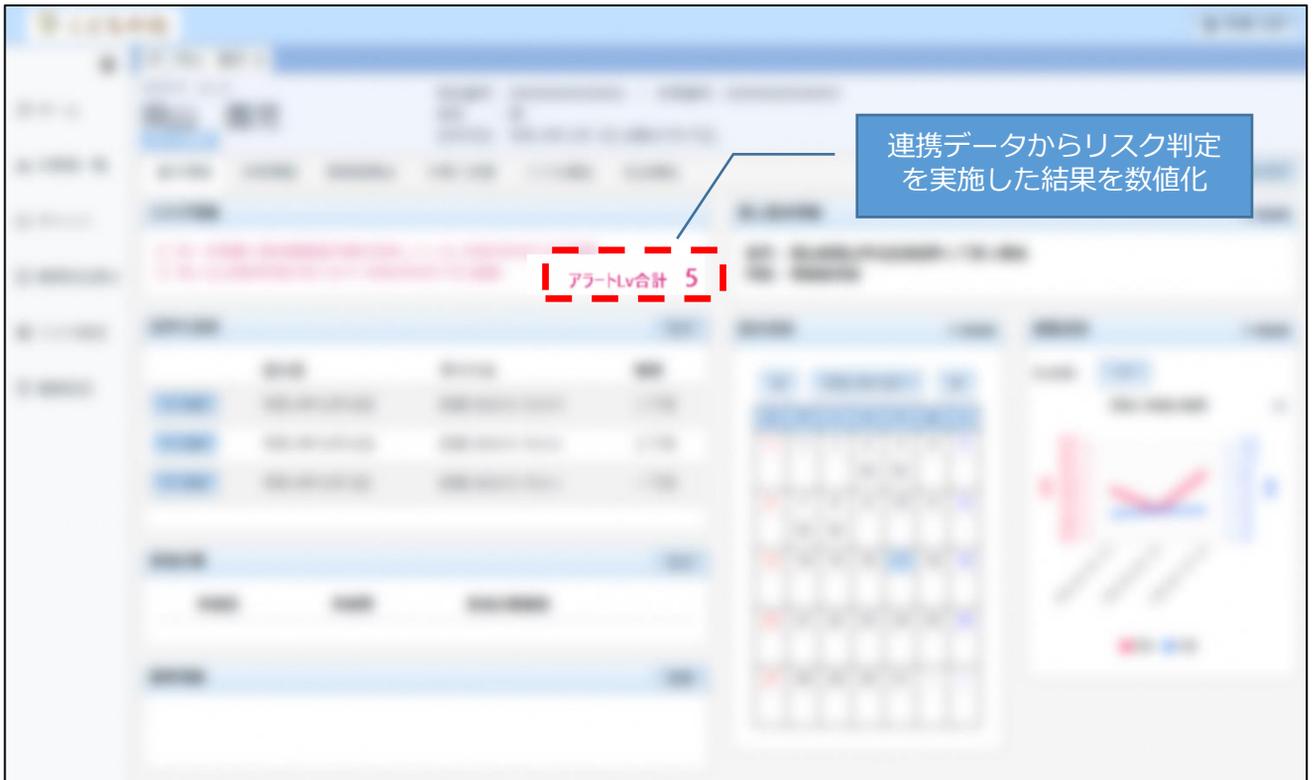
令和5年度に美里町・川島町にて構築・利用したデータ連携基盤を活用して豊中市のデータ連携の仕組みを構築します。また、データの既存データの出力に当たっても、豊中市ですでに構築している機能を活用することを想定しています。



## ② 実証事業計画の詳細

### こども可視化システムの画面イメージ

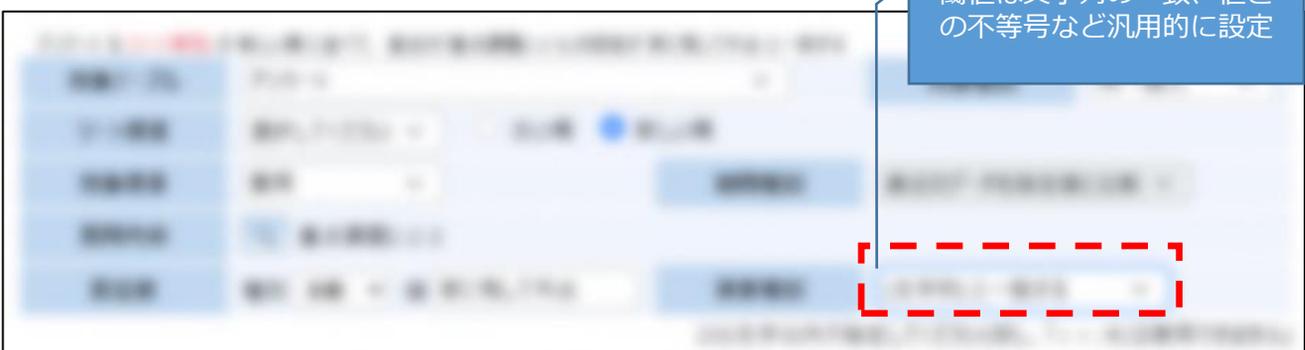
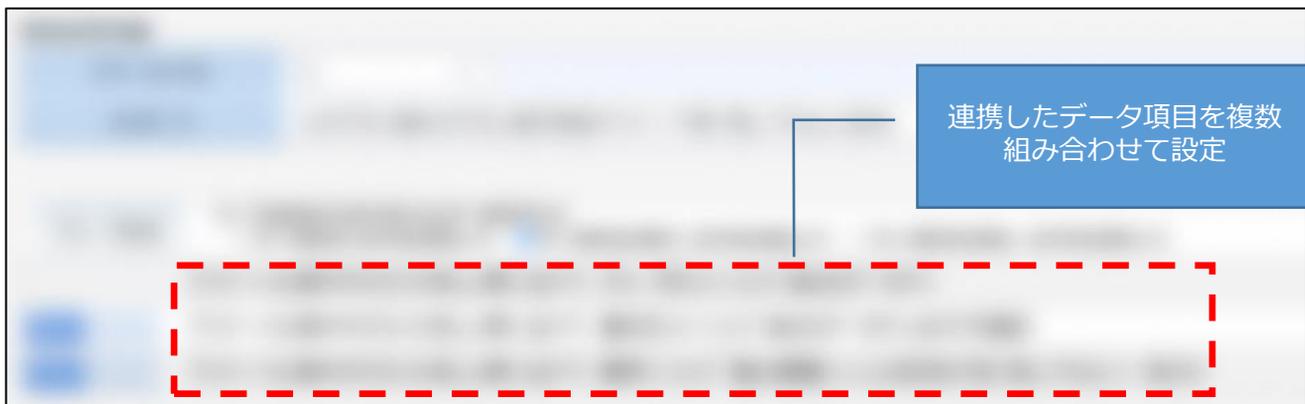
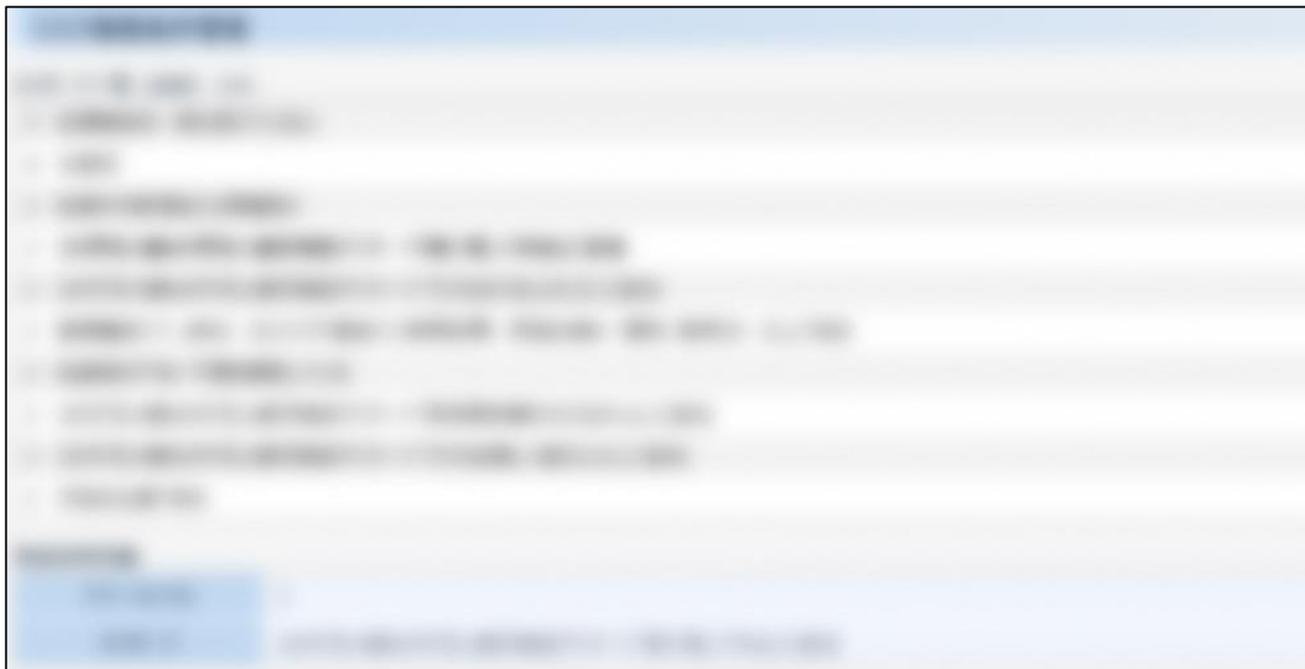
優先的に支援を実施すべき対象者を明確化するため、連携した各項目を横断的に参照できるシステムを用います。また、対象者のリスクは数値化され、表示されるため、対象者の優先度付けを行います。



## ② 実証事業計画の詳細

### 対象児童・家庭を抽出する判定ロジックの設定の画面イメージ

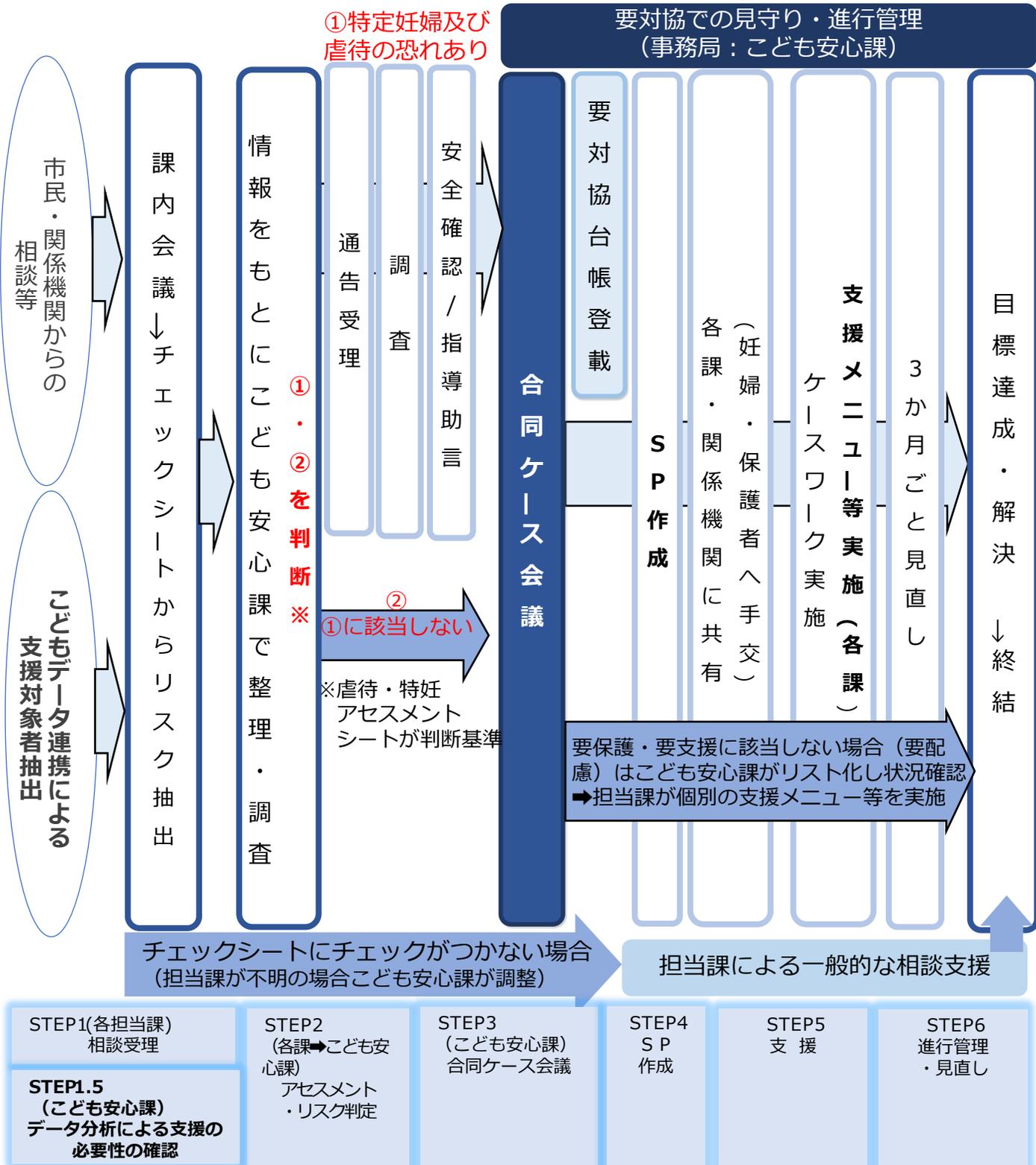
リスク判定の閾値が初期で妥当でない場合、パラメータを変更することで何度でもリスクの抽出を変更することが可能となっているため、実証において閾値の妥当性を検証します。



## ② 実証事業計画の詳細

### 人の目による確認や支援方策の検討の在り方（業務フローや会議体等）

人の目による絞り込みから支援までの具体的な流れは以下のとおりであり、こども安心課等（はぐくみセンター）が中心となって、必要に応じて子どもの所属機関や外部機関へのヒアリング等、連携を取りながら支援に繋がっていきます。



## ② 実証事業計画の詳細

### 人の目による確認や支援方策の検討の在り方（業務フローや会議体等）

支援における各工程の実施内容は以下の通りです。

No	項目	評価方針
1	各課の課内会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談窓口等において相談を受理した際は、チェックシートの項目に照らしてチェックする。当該児童の状況確認（要対協登載の有無、相談歴等）し、チェックシートにチェックがついたものを課内で情報共有を行う。</li><li>・こどもデータ連携による支援対象者抽出が行われた際においても、同様のチェックを行う。</li></ul>
2	調査等	<ul style="list-style-type: none"><li>・提出された案件については、すべての案件をこども安心課が受理する。こども安心課は受理した相談内容を精査し、要支援児童等の疑いとして調査を開始する。ただし、ハイリスク妊婦と要配慮児童については、相談内容によっては調査するまでもなく、助言にて主担当課に対応を委ねることもある。</li><li>・調査の結果、緊急性や連携する機関の範囲などを考慮して、ケースの主担当課や重症度、対象の会議体を判断する。</li></ul>
3	合同ケース会議	<p>(1) 定例合同ケース会議…各地区月 2 回 (2) 緊急合同ケース会議…随時 (取扱案件)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1.要配慮児童（育児支援家庭訪問利用者及び不登校児童生徒は必要に応じ）。</li><li>2.終結ケース</li><li>3.要対協登載の新規ケース（要保護・要支援・特定妊婦）及び子育て世帯訪問支援事業利用者。</li></ol>
4	サポートプランの作成	<ul style="list-style-type: none"><li>・要支援児童等についてはこども安心課。特定妊婦やハイリスク妊婦はおやこ保健課が作成する。</li><li>・要配慮児童については、こども安心課が主担当課の意向や調査結果をもとに作成するか、支援対象者との関係構築や継続支援のため主担当課独自で作成することも可能とする（育児支援家庭訪問利用者、不登校児童生徒など）。</li><li>・見直しは 3 か月間の新規案件を、3 か月後の要対協会議後の翌月の合同ケース会議で要対協登載の継続ケース（提出分）とともに取扱う。</li></ul>
5	終結	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該ケースの目標が達成できたり、他部署で継続支援につながった場合は終結を検討し、会議にて承認を得る。</li><li>・要対協登載ケース（特定妊婦含む）については、原則として要対協会議の状況に応じて終結判断する。ただし、要対協会議で終結しても支援継続のケースは要配慮児童として継続する（ネグレクトケースなど）。</li><li>・要配慮児童は主担当課と事務局が相談の上で判断していく。また、ハイリスク妊婦、育児支援家庭訪問利用者、不登校児童生徒に関しては、主担当課で判断し、こども安心課に報告する。</li><li>・終結は 3 か月後の見直しを待たずに、随時終結できる。</li></ul>

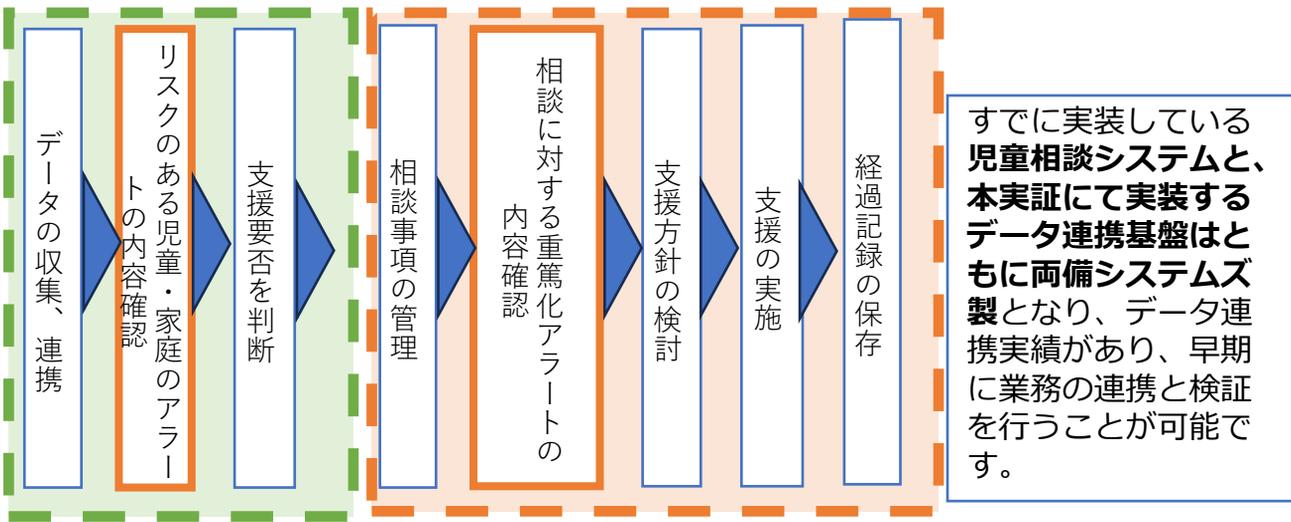
## ② 実証事業計画の詳細

### こどものデータを連携することによる独自の取り組み

子どものデータを連携することによって豊中市は独自に以下の2点の取り組みを行うことを予定しています。

#### ① 児童相談のあった児童・家庭における重篤化判定と家庭児童相談との業務連動

子どものデータを連携することによって家庭児童相談に相談があった児童・家庭の相談内容、状況が重篤化するかどうかの判断に利用できると考えています。相談前のリスクの判定による支援対象者の抽出と合わせて、重篤化する恐れのある支援対象者の判定を行い、**業務として包括的に支援対象者の洗い出しと支援を実現**できることを検証します。



#### ② 支援対象者の抽出を行うための閾値設定へのAI活用の可能性検証（調整中）

支援対象者の抽出を行うための閾値設定について、市内部の調整が整えば職員の負荷を軽減するための**AI機能を実装**します。AIを活用することで、職員の閾値設定における負荷を軽減し、支援対象者への支援を行う時間を作り出すことができるか検証します。



#### 支援対象者と向き合う時間の創出

AIによってシステム上の条件設定のあるべき姿を提示し、条件設定の時間を大幅に削減し、支援対象者と向き合う時間を生み出す。

#### 支援対象者の漏れの無い洗い出し

職員の知見では抽出できていなかった支援対象者がAIによる条件設定により洗い出され、支援対象者の見落としを防止する。こどもデータ連携ガイドラインの基本データ連携項目以外の項目についてリスク抽出における有用性を検証する。



## ② 実証事業計画の詳細

### 事業効果の評価・分析方針

実証事業を通して、以下の検証項目に対して評価を実施します。

No	検証項目	評価方針	評価方法
1	利用目的の特定等を含めた個人情報の整理方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報の適正な取扱いに関する対応方針の妥当性評価。</li><li>・ログ管理等、個人情報を取り扱うにあたってデータ連携基盤に必要と考えられる機能の評価。</li></ul>	個人情報担当課との協議
2	支援が必要な子どもや家庭を早期に把握するために有用なデータ項目や、その抽出・連携方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・連携したデータ項目が支援対象者を抽出するにあたって妥当性であったか評価。</li><li>・データ項目の連携タイミング（随時、日次等）および方法（CSV、API等）について職員負荷が増加したか評価。</li><li>・名寄せ、加工等のデータを連携するにあたって職員負荷を鑑みデータ連携基盤に必要と考えられる機能がないか評価。</li></ul>	データ活用主体へのヒアリング
3	データを活用してリスクや支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭を把握するための手法	<ul style="list-style-type: none"><li>・設定した判定ロジックによる対象児童・家庭の抽出結果と、市ですでに把握している要対協児童、要保護児童、家庭児童相談のあった児童と比較することにより判定ロジックの設定に対する妥当性の評価。</li></ul>	データ活用主体へのヒアリング
4	人の目による確認や支援方策の検討、実際の支援・見守りの実施につなげるための、関係機関等の望ましい連携体制や業務フロー	<ul style="list-style-type: none"><li>・ケース会議、要対協児童の情報共有会議、データ連携による支援を行う業務フローを定義し、改善点の有無、改善内容、改善可否を評価。</li></ul>	データ活用主体へのヒアリング
5	その他、団体にて創意工夫して取り組んだ結果、得られた効果的なデータ連携の仕組みや活用手法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市ですでに把握している要対協児童、要保護児童、家庭児童相談のあった児童に対して問題事象が重篤化する可能性があるかを、データ連携によるリスク判定結果と、職員への聞き取り結果を比較することによって評価。</li><li>・児童相談にて管理する児童と、管理されていない児童に対して包括的な支援を実施するにあたって、家庭児童相談との業務連動が可能かどうか評価。</li><li>・リスク判定にAIを利用するにあたって、個人情報保護法への抵触の可能性がないか、個人情報を取り扱うにあたってのAIの機能要件を整理・検証します。</li></ul>	実証参加者での協議

## ② 実証事業計画の詳細

### 事業の実施スケジュール

令和5年度に美里町・川島町にて構築実績のあるシステムを用いてこどもデータ連携の仕組みを構築することで、システム構築期間を短縮し、10月の支援対象者の確定、11月の支援者への支援対象者の連携を行い、データ連携による支援対象者の抽出の評価を十分に行います。

	2025年										2026年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
マイルストーン		▼検証受託事業者の決定 ▼実証団体の採択決定 委託契約及び協定等の締結 実証事業開始						▼中間報告会			▼成果の取りまとめ 成果報告会▼ 実証事業終了▼		
こどもデータ連携の仕組みの構築													
要件定義・設計	プロジェクト計画の作成		連携データ項目の仕様検討										
開発・構築					豊中市仮想基盤へのシステム構築								
連携データ出力		連携データを管理する個別システムからのデータ出力				自動連携の仕組みの構築							
データ取り込み			データ連携基盤への取り込み				自動連携の仕組みの構築						
リスク判定の設定		支援対象者を判定する項目・閾値を設定							見直し				
支援が必要なこども・家庭の抽出								データ連携システムにて確認					
AIを利用する場合の個人情報保護の整理	個人情報保護の整理		AIの機能要件を整理										
支援													
支援対象者の確定							支援対象者の確定						
支援方策の検討						支援方策の検討			支援方策の見直し				
見守り・支援への接続						支援者への接続							
支援者への聞き取り		支援者への支援対象者抽出結果に対する評価の聞き取り											
今後の施策の検討						新規施策、既存施策に対する見直し							
報告会への対応													
報告書作成						中間報告書作成			とりまとめ	最終報告書作成			

## ② 実証事業計画の詳細

### 実証事業に必要な経費等

分類	費目	費用（税抜）	内訳内容
システム導入費用	システム導入適用費用	38,900,000	要件定義、分析、ドキュメント整備、システム設定、システムテスト、課題管理打合せ、教育Dダッシュボードベンダーデータ抽出費用、サポートプラン対応、操作研修、データ連携（住基、DV、税、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、生活保護、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子保健、予防接種、妊婦基本情報、妊婦一般健診、妊産婦保健指導、乳児一般健診、乳児後期健診、乳幼児集団健診、乳幼児保健指導、フェイスシート、医療費資格、医療費助成、自立支援給付、自立支援医療、学童保育、学齢簿、子ども子育て、介護、国保、後期高齢、出欠・健康診断・アンケート（教育）、1歳6か月健診アンケート、3歳6か月健診アンケート、4か月健診アンケート）
	ハードウェア・ミドルウェア設定費用	350,000	本市仮想環境内に構築
	プロジェクト管理費用	1,600,000	
合計		40,850,000	-
合計（税込）		44,935,000	

### 実証事業で発生、取得した財産等の帰属先

実証事業におけるプロジェクトドキュメントは、こども家庭庁及び豊中市に帰属するものとします。リスクを判定するための抽出口ジックおよびデータ連携システムはシステムベンダが提供するものであるため、両備システムズに帰属します。また、データは豊中市に帰属します。

	こども家庭庁	豊中市	両備システムズ
プロジェクトドキュメント	●	●	
ロジックおよびシステム			●
データ		●	